

愛南町 高齢者支援マップ



愛南町地域包括支援センター

目次

介護保険サービス

居宅介護支援	2
訪問介護（ホームヘルプ）	3
訪問看護	4
訪問入浴介護	4
通所介護	5
通所リハビリテーション	6
認知症対応型通所介護	6
認知症対応型共同生活介護	7
短期利用認知症対応型共同生活介護	7
福祉用具貸与	8
福祉用具購入費・住宅改修費の支給	9
小規模多機能型居宅介護	10
看護小規模多機能型居宅介護	10
短期入所生活介護・短期入所療養介護	11
介護老人福祉施設・保健施設	12・13

介護予防・生活支援サービス事業

第1号訪問事業（訪問型サービス）	14
第1号訪問事業（訪問型サービス）緩和型サービス	14
第1号通所事業（通所型サービス）	14

高齢者在宅福祉等サービス

高齢者施設・住宅	15
緊急通報システム整備事業	16
「食」の自立支援事業	16
老人日常生活用具給付事業	17
認知症高齢者等SOSネットワーク事業	17
障がい者（児）タクシー利用助成事業	18
人工透析患者通院交通費助成事業	19
介護用品支給事業	20
はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業	20
ねたきり老人等介護慰労金支給事業	21
在宅ねたきり老人等紙おむつ支給事業	21
高齢者世帯エアコン設置費用助成事業	22
介護タクシー助成事業	23
高齢者タクシー利用助成事業	24
高齢者運転免許証自主返納支援事業	24
入浴施設	25
介護福祉用具貸与事業	25
愛南ふれあいサロン事業	26
シルバー人材センター	27
認知症カフェ	27
こころの健康相談	28
弁護士による無料法律相談	28
司法書士による無料法律相談	28

相談窓口

相談窓口	29
愛南町ボランティア連絡会のみなさん	30
医療機関一覧	31
歯科医療機関一覧	32
薬局一覧	33

介護保険サービス

※以下のサービスは令和8年4月1日現在のものです。

居宅介護支援・介護予防支援等

ケアマネジャーが介護を必要とする方や家族の相談に応じ、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者への連絡調整や要介護認定の申請代行などを行います。

※全額が保険給付となり、利用者負担はありません。

居宅介護支援事業所

愛南町社協 居宅介護支援事業所

〒798-4101 愛南町御荘菊川1157

☎73-7775

愛ミング・ケアセンター居宅介護支援事業所

〒798-4110 愛南町御荘平城658-1

☎72-5705

梅田介護サービス居宅介護支援事業所

〒798-4110 愛南町御荘平城2714

☎73-1821

指定居宅介護支援事業所 自在園

〒798-4405 愛南町満倉2301-1

☎73-1551

居宅介護支援事業所 みしょう

〒798-4102 愛南町御荘平山846

☎74-0111

南宇和郡医師会居宅介護支援事業所

〒798-4110 愛南町御荘平城3605-2

☎73-2524

介護予防支援事業所（第1号介護予防支援事業所※）

愛南町地域包括支援センター

〒798-4196 愛南町城辺甲2420

☎72-7325

※第1号介護予防支援事業所は、介護予防・生活支援サービス（P14）の介護予防ケアマネジメントを行います。

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴介助、排泄介助、食事介助等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行うサービスです。

※日常的に行われる家事の範囲を超える行為は介護保険のサービスとして利用することはできません。

○本人以外の家族のための家事 ○草むしりや花木の手入れ ○ペットの世話
○家具等の移動、修繕、模様替え ○大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
○正月、節句等のために特別な手間をかけておこなう料理など

●自己負担額(1割)のめやす ※要介護1~5(1回あたり)

生活援助	
20分以上45分未満	179円
45分以上	220円
身体介護	
20分未満	163円
20分以上30分未満	244円
30分以上1時間未満	387円

事業所

愛南町社協 訪問介護事業所

〒798-4101 愛南町御荘菊川1157

☎73-7772

愛ミング・ケアセンター

〒798-4110 愛南町御荘平城658-1

☎73-7137

梅田介護サービス

〒798-4110 愛南町御荘平城2714

☎73-1821

株式会社なでしこ訪問介護事業所

〒798-4110 愛南町御荘平城3699-2

☎73-7011

ケアサポートそよかぜ

〒798-4131 愛南町城辺甲2575-4

☎70-1238

サン・ケアワーク訪問介護事業所

〒798-4131 愛南町城辺甲1988

☎72-5840

ヘルパーステーションあかね丸

〒798-4344 愛南町岩水162

☎73-7166

ラポールヘルパーステーション

〒798-4131 愛南町城辺甲2463-2

☎70-1696

ヘルパーステーションアライブ

〒788-0012 宿毛市高砂7-11

☎0880-65-6933

介護サービス フレア

〒798-0071 宇和島市妙典寺前乙477番地18

☎0895-49-9014

訪問看護

疾患等を抱えておられる方について、医師の指示のもとで看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

●自己負担額(1割)のめやす(1回あたり)

所要時間	訪問看護ステーション		病院または診療所	
	要支援1・2	要介護1～5	要支援1・2	要介護1～5
20分未満	303円	314円	256円	266円
30分未満	451円	471円	382円	399円
30分以上1時間未満	794円	823円	553円	574円
1時間以上1時間30分未満	1,090円	1,128円	814円	844円

※サービス提供体制強化加算等あり

事業所

愛ほっと訪問看護ステーション 愛なん

〒798-4110 愛南町御荘平城3261-1

☎73-7277

訪問看護ステーション 笑む

〒798-4408 愛南町一本松3381-1

☎84-2001

南宇和郡医師会訪問看護ステーション

〒798-4121 愛南町御荘深泥703-2

☎73-1080

訪問看護ステーション アロハ

〒798-4131 愛南町城辺甲2934

☎70-1588

セントケア訪問看護ステーション宇和島

〒798-0022 宇和島市伊吹町甲1083-1

☎0895-23-6330

訪問入浴介護

入浴設備付きの車で訪問し、自宅のお風呂で入浴できない方の入浴介助を行うサービスです。

●自己負担額(1割)のめやす(1回あたり)

要支援1・2	856円	要介護1～5	1,266円
--------	------	--------	--------

※サービス提供体制強化加算等あり

事業所

愛南町社協 訪問入浴事業所

〒798-4101 愛南町御荘菊川1157

☎73-7773

通所介護

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活の支援や、日常動作訓練、レクリエーション等生活行為向上のための支援を日帰りで行うサービスです。

●自己負担額(1割)のめやす(地域密着型) 1回あたり

要介護度	4~5時間	5~6時間	6~7時間
要介護1	436円	657円	678円
要介護2	501円	776円	801円
要介護3	566円	896円	925円
要介護4	629円	1,013円	1,049円
要介護5	695円	1,134円	1,172円

※送迎含む。入浴の加算、食費、日常生活費は別途負担あり。
※事業所によりサービス提供体制強化加算等あり。

※通常型は料金が異なります。

地域密着型事業所

愛南町社協 指定通所介護事業所

〒798-4204 愛南町櫛月212-1
西海保健福祉センター内
☎82-0067

指定通所介護事業所あいなんの里

〒798-4131 愛南町城辺甲211-3
☎72-1377

デイサービス施設一本松荘

〒798-4404 愛南町中川1438-1
☎84-3588

デイサービス施設城辺みしま荘

〒798-4132 愛南町城辺乙561
☎70-1175

デイサービス施設柏寿園

〒798-3701 愛南町柏1542-1
☎85-0008

リハプライド・愛南

〒798-4131 愛南町城辺甲2575-4
☎73-7210

デイサービス諏訪の杜

〒798-4131 愛南町城辺甲2060-1
☎73-2349

デイサービスセンター ハピネス

〒798-4134 愛南町緑甲697-1
☎73-7172

通常型事業所

デイサービスセンター自在

〒798-4405 愛南町満倉2301-1
☎73-7117

通所リハビリテーション

老人保健施設等で、食事、入浴などの日常生活の支援や理学療法士や作業療法士等による生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行うサービスです。

●自己負担額(1割)のめやす

認定度	月額
要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

- ※送迎、入浴含む
- ※食費、日常生活費は別途負担あり。
- ※事業所によりサービス提供体制強化加算等あり。

●自己負担額(1割)のめやす(通常規模型)(1回あたり)

要介護度	4~5時間	5~6時間	6~7時間
要介護1	553円	622円	715円
要介護2	642円	738円	850円
要介護3	730円	852円	981円
要介護4	844円	987円	1,137円
要介護5	957円	1,120円	1,290円

- ※送迎含む。
- ※個別のリハビリテーションや入浴を行った場合は加算あり。
- ※食費、日常生活費は別途負担。
- ※事業所によりサービス提供体制強化加算等あり。

事業所

老人保健施設なんぐん館

〒798-4121 愛南町御荘深泥703-2

☎73-1021

認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

●自己負担額(1割)のめやす(単独型)

認定度	4~5時間	5~6時間	6~7時間
要支援1	497円	741円	760円
要支援2	551円	828円	851円
要介護1	569円	858円	880円
要介護2	626円	950円	974円
要介護3	684円	1,040円	1,066円
要介護4	741円	1,132円	1,161円
要介護5	799円	1,225円	1,256円

- ※送迎含む。
- ※個別機能訓練や入浴を行う場合、事業所によりサービス提供体制強化加算等あり。
- ※食費、日常生活費は別途負担。

事業所

デイサービスセンター 結い

〒798-4131 愛南町城辺甲2934

☎72-2716

認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある高齢者が、少人数（5～9人）で共同生活をしながら、家庭的な環境のもとで、入浴、排泄、食事、その他の日常生活上の支援等を受けるサービスです。

●自己負担額めやす

介護サービス利用料+1割～3割負担（自己負担額参照）

自己負担額(1割)のめやす(1日あたり)

事業所名	住居費	食費	光熱費	その他	合計
あけぼの	26,000円	36,000円	10,500円	6,500円	79,000円
福寿草	26,000円	36,000円	10,500円	6,500円	79,000円
みしょうの里	24,000円	25,500円	7,500円	3,000円	60,000円
きらり	27,000円	36,300円	13,000円	3,000円	79,300円
さくらさく	27,000円	36,300円	13,000円	3,000円	79,300円

要支援2	749円
要介護1	753円
要介護2	788円
要介護3	812円
要介護4	828円
要介護5	845円

※食費は1カ月30日とし計算

※2ユニットの場合

※理美容代と紙おむつ代は別途負担あり。

事業所

グループホームあけぼの

〒798-4402 愛南町増田5362

2ユニット 18名

☎84-3119

グループホームきらり

〒798-4110 愛南町御荘平城1308-2

2ユニット 18名

☎72-2888

グループホームさくらさく

〒798-4406 愛南町広見2579-1

2ユニット 18名

☎84-3777

グループホーム福寿草

〒798-4110 愛南町御荘平城2829-1

2ユニット 18名

☎72-7110

グループホームみしょうの里

〒798-4405 愛南町満倉2301-1

2ユニット 18名

☎73-1312

短期利用認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護事業所が定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、入浴、排泄、食事、その他の日常生活上の支援等を受けるサービスです。

●自己負担額のめやす

1カ月のめやす…介護サービス利用料+1割～3割負担（自己負担額参照）自己負担額(1割)のめやす(1日あたり)

事業所名	住居費	光熱費	その他
みしょうの里	24,000円	7,500円	3,000円

要支援2	777円
要介護1	781円
要介護2	817円
要介護3	841円
要介護4	858円
要介護5	874円

※食費は1日780円

※住居費、食材費、光熱費、共益費は日割り計算となります。

月額÷利用月の総日数×利用した日数

※紙おむつ代やサービス提供体制強化加算等の別途負担あり。

※2ユニットの場合

事業所

グループホームみしょうの里

〒798-4405 愛南町満倉2301-1

2ユニット 18名

☎73-1312

福祉用具貸与

心身の機能が低下した高齢者に、日常生活の自立を助ける用具を貸し出すサービスです。

《貸与の対象となる用具》

- ◎車いす ◎車いす付属品 ◎特殊寝台 ◎特殊寝台付属品 ◎床ずれ防止用具
- ◎体位変換器 ◎認知症老人徘徊感知機器 ◎移動用リフト（つり具を除く）
- 手すり（工事をともなわないもの） ○スロープ（工事をともなわないもの）
- 歩行器 ○歩行補助つえ

※要支援1・2、要介護1の人は◎の用具は原則として対象とはなりません。

●自己負担額のめやす レンタル費用の1割～3割（月額）

事業所

福岡メディカル

〒798-4408 愛南町一本松3517-1

☎84-3612

あさひサービス 愛南支店

〒798-4110 愛南町御荘平城3627-2

☎72-3143

ケアセンター宇和島

〒798-0060 宇和島市丸之内2丁目1番7号

☎0895-22-0401

四国医療サービス株式会社 宇和島営業所

〒798-0020 宇和島市高串3番耕地59番4

☎0895-23-3402

株式会社トーカイ 宇和島営業所

〒798-0088 宇和島市保手2-7-16

☎0895-20-0355

有限会社南予医科学器械販売

〒798-0085 宇和島市宮下甲1305

☎0895-22-5196

曾我商会

〒790-0047 松山市余戸南1丁目20-28

☎089-968-6206



福祉用具購入費の支給

排泄や入浴に使われる用具の購入に対して、指定された事業者から購入した場合、同一年度で10万円を上限に、その購入費を支給します。

《販売の対象となる用具》

- ・腰掛け便座
- ・入浴補助用具
- ・移動用リフトのつり具
- ・特殊尿器
- ・簡易浴槽
- ・排泄予測支援機器

※固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖及び多点杖については購入又はレンタルが可能です。

詳しくは地域包括支援センター又は各事業所に問い合わせ、ご相談ください。

●自己負担額のめやす

いったん利用者が全額を負担し、領収書などを添えて町に申請すると、10万円の限度額内で保険給付分(費用の7～9割)が後から支給されます。

●お問合せ：愛南町高齢者支援課 (☎73-7125)

住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。なお、改修を行う前に町への申請が必要です。

《対象となる住宅改修》

- ①廊下、階段、浴室などへの手すり取り付け
- ②段差解消のためのスロープ設置等
- ③滑り防止、移動円滑化のための床材変更等
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥①～⑤の改修にともなって必要となる工事

《事前に必要な書類》

- ・住宅改修費事前支給申請書
- ・住宅改修が必要である理由書
- ・完成予定状態がわかるもの(写真又は簡単な図を用いたもの)
- ・工事費見積書
- ・住宅の所有者の承諾書

《住宅改修完成後に必要な提出書類》

- ・住宅改修費支給申請書
- ・領収書
- ・工事費の内訳書
- ・完成後の状態を確認できる書類(改修前後の状態を確認できる日付入り写真など)

●自己負担額のめやす

いったん利用者が改修費用の全額を負担し、町に申請すると、現住居につき20万円の限度額内で保険給付分(費用の7～9割)が後から支給されます。

申請書は、愛南町ホームページから入手できます。

●お問合せ：愛南町高齢者支援課 (☎73-7125)

小規模多機能型居宅介護

住み慣れた自宅や地域において、在宅生活を継続するために、デイサービスやショートステイなど介護サービスを限定せず、利用者の状況に合わせて「通い」や「泊まり」、「訪問」を組み合わせ、総合的なサービスを継続的に提供する介護サービスです。

●自己負担額（1割）のめやす（月額）

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

※サービス提供体制強化加算等あります。

※登録された日から起算して30日以内の期間については上記料金に初期加算として1日30円（1か月900円）がかかります。

※食費と宿泊費等の自己負担が別にかかります。

●介護サービス利用料 自己負担（1～3割）＋食費＋宿泊費等

事業所名	食費（朝食）	食費（昼食）	食費（夕食）	宿泊費（1泊）
ほほえみ	250円	550円（間食含む）	550円	1,300円

※紙パンツ、その他日常生活において必要な物は実費で負担。

●利用のめやす…週4回以上のサービス利用（電話での安否確認も含む）

事業所

小規模多機能型居宅介護事業所 ほほえみ

〒798-4211 愛南町久家691 ☎73-7355

提供地区…愛南町全域

看護小規模多機能型居宅介護

住み慣れた自宅や地域において、在宅生活を継続するために、デイサービスやショートステイなど介護サービスを限定せず、利用者の状況に合わせて「通い」や「泊まり」、「訪問介護」、「訪問看護」を組み合わせ、総合的なサービスを継続的に提供する介護サービスです。

●自己負担額（1割）のめやす（月額）

要介護1	12,447円
要介護2	17,415円
要介護3	24,481円
要介護4	27,766円
要介護5	31,408円

※サービス提供体制強化加算等あります。

※登録された日から起算して30日以内の期間については上記料金に初期加算として1日30円（1か月900円）がかかります。

※食費と宿泊費等の自己負担が別にかかります。

●介護サービス利用料

自己負担（1～3割）＋食費＋宿泊費等

事業所名	食費（朝食）	食費（昼食）	食費（夕食）	宿泊費（1泊）
アロハ	300円	600円（間食含む）	500円	1,000円

※紙パンツ、その他日常生活において必要な物は実費で負担。

●利用のめやす…週4回以上のサービス利用（電話での安否確認も含む）

事業所

看護小規模多機能型居宅介護事業所アロハ

〒798-4131 愛南町城辺甲2934 ☎70-1588

提供地区…城辺中学校区、御荘中学校区、一本松中学校区

短期入所生活介護・短期入所療養介護

在宅で介護を行う方が病気などの場合に、要支援者や要介護者が特別養護老人ホーム等に短期入所し、日常生活上の世話等を受けることができます。

短期入所利用には次のような負担があります。

サービス費用の1割～3割 + 食費 + 居住費 + 日常生活費

●サービス費用1割負担額のめやす（1日あたり）

区分	併設型短期入所生活介護		短期入所療養介護	
	個室	多床室	個室	多床室
要支援1	451円	451円	579円	613円
要支援2	561円	561円	726円	774円
要介護1	603円	603円	753円	830円
要介護2	672円	672円	801円	880円
要介護3	745円	745円	864円	944円
要介護4	815円	815円	918円	997円
要介護5	884円	884円	971円	1,052円

※送迎加算、事業所によりサービス提供体制強化加算等あります。

短期入所生活介護事業所

短期入所生活介護事業所 自在園

〒798-4405 愛南町満倉2301-1

☎72-3111

老人短期入所施設 一本松荘

〒798-4404 愛南町中川1438-1

☎84-3588

老人短期入所施設 城辺みしま荘

〒798-4132 愛南町城辺乙561

☎70-1175

老人短期入所施設 柏寿園

〒798-3701 愛南町柏1542-1

☎85-0008

基準該当短期入所生活介護事業所

結いショートステイ

〒798-4131 愛南町城辺甲2935

☎72-5133

短期入所療養介護事業所

老人保健施設 なんぐん館

〒798-4121 愛南町御荘深泥703-2

☎73-1021

介護老人福祉施設・保健施設

「要介護1」以上の認定を受けた方は、介護保険の施設サービスを利用することができます。施設サービスは、介護が中心か、治療が中心か、またどの程度医療上のケアが必要かなどによって入所する施設を3種類の中から選択します。入所申し込みは、希望する施設へ直接行き、事業所と契約します。

《施設サービスの種類》

①生活全般の介護が必要な方・・・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム一本松荘

〒798-4404 愛南町中川1438-1

☎84-3588

特別養護老人ホーム城辺みしま荘

〒798-4132 愛南町城辺乙561

☎70-1175

特別養護老人ホーム自在園

〒798-4405 愛南町満倉2301-1

☎72-3111

特別養護老人ホーム柏寿園

〒798-3701 愛南町柏1542-1

☎85-0008

ユニット型特別養護老人ホーム自在園

〒798-4405 愛南町満倉2301-1

☎72-3111

※新規入所は原則として、
要介護3～5の人が対象です。

②在宅復帰をめざしリハビリを受けたい方・・・介護老人保健施設（老人保健施設）

介護老人保健施設

老人保健施設 なんぐん館

〒798-4121 愛南町御荘深泥703-2

☎73-1021



●施設サービスの費用のめやす

サービス費用の1割～3割＋食費＋居住費＋日常生活費

※施設利用した場合の居住費・食費の負担限度額

食費、居住費は自己負担となりますが、低所得の方の施設利用が困難とならないよう申請により居住費、食費の一定額以上は保険給付されます。負担限度額の適用を受けるためには、申請を行い「介護保険負担限度額認定証」の発行を受けてください。

申請窓口・・・愛南町高齢者支援課

利用者負担段階

第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が82万6千5百円以下の方
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が82万6千5百円を超え、120万円以下の方
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が120万円以上の方
第4段階	上記に該当しない方

施設サービスを利用した場合、※1サービス費用の1～3割に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。

●負担限度額（1日あたり）

利用者 負担額	居住費等				食費
	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	
第1段階	0円	880円	550円	550円(380円)	300円(300円)
第2段階	430円	880円	550円	550円(480円)	390円(600円)
第3段階①	430円	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	650円(1,000円)
第3段階②	430円	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	1,360円(1,300円)
基準費用額	437円(915円)	2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	1,445円

◎居住費等の（ ）内の金額は、特別養護老人ホームまたは短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額

◎食費の（ ）内の金額は、ショートステイ利用した場合の負担限度額

※1～3割の負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの、1～3割の利用者負担の合計額が高額になり、一定の額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

詳しくは、愛南町高齢者支援課まで（☎73-7125）

※介護保険と医療保険の利用者負担が高額になった場合

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し、高額になる場合は、申請により「高額医療合算介護サービス費」として後から支給されます。

詳しくは、愛南町高齢者支援課まで（☎73-7125）

介護予防・生活支援サービス

※以下のサービスは令和8年4月1日現在のものです。

介護予防・生活支援サービス事業は、利用者のニーズにこたえられるよう、生活支援などの多様なサービスが提供されることが期待されています。ニーズにあったさまざまなサービスを提供するためには、既存の事業者だけでなく、住民によるボランティアやNPO、民間企業などが参加することが必要になってきます。

《訪問型サービス》

○第1号訪問事業（訪問型サービス）

ホームヘルパーが訪問し、生活援助（食事の準備や調理等）、身体介護（食事や入浴、排せつの介助等）を行います。

- 利用回数 週1回～
- 利用料 原則月額制で、利用回数により異なります

●1か月あたりの自己負担のめやす

	負担割合1割の方	負担割合2割の方	負担割合3割の方
週1回程度利用	1,176円	2,352円	3,528円
週2回程度利用	2,349円	4,698円	7,047円

○第1号訪問事業（訪問型サービス）緩和型サービス

生活サポーター等が訪問し、生活援助（食事の準備や調理等）のみを行います。

- 利用回数 週1回～
- 利用料 日額制で、利用回数により異なります

●1か月あたりの自己負担のめやす（ホームヘルパーによるサービスの場合）

	負担割合1割の方	負担割合2割の方	負担割合3割の方
週1回利用	808円	1,616円	2,424円
週2回利用	1,616円	3,232円	4,848円

《通所型サービス》

○第1号通所事業（通所型サービス）

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。

- 利用回数 週1～2回 ケアプランにより決まります
- 利用料 日額制で、利用回数により異なります（食費は別途負担）

●1か月あたりの自己負担のめやす

	負担割合1割の方	負担割合2割の方	負担割合3割の方
週1回程度利用	1,744円	3,488円	5,232円

- お問合せ：愛南町高齢者支援課（☎73-7125）

高齢者在宅福祉等サービス

※以下のサービスは令和8年4月1日現在のものです。

高齢者施設・住宅

○養護老人ホーム

概ね65歳以上の方で日常生活に一部介助が必要な方、あるいは家庭の事情・低所得などで自宅での生活が困難な方が入所できます。

費用は本人の収入や扶養義務者の所得税額により負担が異なります。

申し込み等についてのお問合せは愛南町高齢者支援課まで（☎73-7125）

養護老人ホーム 南楽荘 〒798-4342 愛南町深浦3-1 ☎73-0388

○高齢者向け住宅

概ね65歳以上の独り暮らしの方で、生活に不安を感じている方が入所できます。

家賃月額15,000円、食費月額23,000円、共益費月額2,000円、光熱費は実費。

施設名	所在地	居室数
城辺高齢者共同住宅	〒798-4131 愛南町城辺甲2366	個室 6部屋

●お問合せ：愛南町高齢者支援課（☎73-7125）

○高齢者生活福祉センター

65歳以上の独り暮らしまたは、高齢者のみの世帯で生活に不安を感じている方が利用できます。

入居費用は所得によって異なります。

●対象者：愛南町に住所を有し、65歳以上のお独り暮らしの方及び65歳以上の夫婦世帯の方で、自分で又は夫婦で日常生活を営むことができ、独立して生活することに不安がある方。

施設名	所在地	電話番号	居室数
西海高齢者生活福祉センター	〒798-4204 愛南町榎月212-1	82-0033	個室10部屋
			2人部屋1部屋

●お問合せ：愛南町西海支所（☎82-1111）

○ケアハウス

60歳以上の方で自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢のため独立して生活するには不安がある方々が低料金で自立した生活ができる軽費老人ホームです。

施設名	住所	電話番号	居室数
城辺みしま荘	〒798-4132 愛南町城辺乙561	70-1175	個室 26部屋
			2人部屋 2部屋

※費用負担・・・入所者本人の収入によって負担額が決まります。

居室の電気料金、水道料金は別途必要となります。

○有料老人ホーム

要介護1～5の認定が下りている方で、生活に不安のある方が入所できます。健康管理、食事の提供、生活相談等のサービスが提供されます。居宅利用料月額35,000円、食費月額35,000円、管理費月額30,000円、その他サービスを利用されると実費負担がかかることがあります。

施設名	住所	電話番号	居室数
有料老人ホーム やまざくら	〒798-4406 愛南町広見2164-1	73-7366	個室 9部屋

緊急通報システム整備事業

独り暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置を設置し、緊急事態発生時に迅速かつ正確な救援体制をとることにより、日常生活の不安の解消を目的としています。

●対象者

概ね65歳以上の独り暮らし又は高齢者のみの世帯で、身体及び環境上等の理由により、緊急時における通報手段の確保が困難な方。

●利用者負担

取り付け無料

申請書は愛南町ホームページから入手できます。

回線使用料 月500円程度

●お問合せ：愛南町高齢者支援課 (☎73-7125)

「食」の自立支援事業

独り暮らしの高齢者等で食生活に支障のある方に対して、配食サービスを行うことにより、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう支援し、併せて安否確認を行うものです。

●対象者

高齢者の単身世帯及び高齢者のみの世帯で、自身では食事の準備が困難な方

●利用者負担

1食：450円

●利用回数

月・火・木・金曜日の週4回まで 昼食のみ

祭日、年末年始は休み

利用の中止については、3日前までに愛南町社会福祉協議会 (☎73-7776) まで連絡してください。

申請書は愛南町ホームページから入手できます。

●お問合せ：愛南町高齢者支援課 (☎73-7125)

老人日常生活用具給付事業

火災報知器等の日常生活用具を給付します。

●対象者

独り暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯

●支給品目

区分	種目	対象者	性能
給付	火災警報器	概ね65歳以上の低所得のねたきり高齢者・独り暮らし高齢者等	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。
	自動消火器	概ね65歳以上の低所得のねたきり高齢者、独り暮らし高齢者等	室内温度の異常上昇又は、炎の接触で自動的に消化液を噴出し、初期火災を消火し得るものであること。
	電磁調理器	高齢者のみの世帯であって、加齢による心身機能の低下に伴う出火を防止する等への配慮から町長が必要と認めた世帯	高齢者が容易に使用し得るものであること。

●費用負担

世帯の所得税課税状況により費用負担は異なります。

申請書は愛南町ホームページから入手できます。

●お問合せ：愛南町高齢者支援課（☎73-7125）

認知症高齢者等SOSネットワーク事業

認知症等によって行方不明となるおそれのある高齢者の方をあらかじめ登録していただき、行方不明となった際に、地域包括支援センターや消防、警察、その他の関係機関が、その登録情報をもとに連携して早期発見や保護に努めるとともに、その後の適切な支援や再発防止につなげるための取り組みです。

●対象者

町内に居住する高齢者等で、認知症等によって行方不明となるおそれのある方

●利用方法

 利用登録届出書が必要です。

●お問合せ：愛南町地域包括支援センター（☎72-7325）

障がい者（児）タクシー利用助成事業

障がいのある人の社会参加の促進と在宅福祉の増進を図ることを目的としてタクシー料金の一部を助成します。

●対象者

次の①から③のいずれかに該当する方

① 身体障害者手帳1級又は2級の手帳を所持している方

※体幹機能、呼吸機能、下肢不自由の障がいでは3級の手帳を所持している方も対象となります。

② 療育手帳を所持している方

③ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の手帳を所持している方

※ただし、運転免許を有する方、障がい児においては保護者が自家用車を運転する方、障がい者入所施設に入所している方は対象外となります。

※高齢者タクシー利用助成事業の助成を受けていない方

●補助額

500円券を当額年度最大50枚交付します。

※ただし、申請する月によって交付する枚数が異なります。

●申請に必要な書類等

申請書、上記に該当する障害者手帳、印鑑

※申請書は愛南町ホームページから入手できます。

●お問合せ：愛南町保健福祉課（☎72-1212）



人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析を受けている方の経済的負担の軽減をはかるために、医療機関への通院にかかるタクシーの利用料金の一部を助成します。

●対象者

町内に住所を有する方で、じん臓機能障がいにより身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けている方。

※人工透析患者で医療機関に通院しているもののうち、町と協定を締結したタクシー業者が所有するタクシーを利用する方

※介護タクシー助成事業の助成を受けていない方

●助成額

対象距離料金の2分の1に相当する額

●申請に必要な書類等

人工透析患者通院交通費助成申請書、身体障害者手帳、人工透析患者通院証明書、又は自立支援医療受給者証(更生医療)の写し、申請者の写真(2.4cm×3.0cm)

●お問合せ：愛南町保健福祉課 (☎72-1212)



はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業

はり、きゅう、マッサージ等を利用する場合において、利用費用の一部を助成します。

●対象者

愛南町に住所を有する65歳以上の方

●助成方法

町指定の施術機関で施術を受けた場合に、1回につき1,000円を助成します。

ただし、1日1回、1か月に2回までを限度とします。

※医療保険によって、医療費の支給がされた場合は、助成の対象とはなりません。

申請書は愛南町ホームページから入手できます。

●お問合せ：愛南町高齢者支援課（☎73-7125）

介護用品支給事業

在宅でねたきり状態にある高齢者等に介護用品を支給することにより、清潔で心地よい生活を確保するとともに、介護に当たる家族の身体的及び経済的負担等の軽減を図ります。

●対象者

要介護4又は5と認定された在宅の高齢者であって、町民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族

●支給品目

1か月7,000円相当の介護用品（紙おむつ、尿取りパッド等）を現物支給します。

申請書は愛南町ホームページから入手できます。

●お問合せ：愛南町高齢者支援課（☎73-7125）



ねたきり老人等介護慰労金支給事業

ねたきり老人及び認知症の老人等の要介護老人を抱える介護者の労をねぎらうとともに、積極的に支援することを目的として介護慰労金を支給します。

●対象者

町内に住所を有し、在宅のねたきり老人等^注と同居し、生計を同じくする方で3か月以上継続して介護している方

(注) ねたきり老人等とは、次のいずれかに該当する65歳以上の方をいいます。

- ① 日常生活動作の状況（歩行、排泄、食事、入浴、着脱衣）のうち、全介助が1以上かつ一部介助が2以上ある方
- ② 重度の認知症（認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上）ある方

●支給額

○住民税非課税世帯に対し、月額 7,500円

ただし、介護保険適用の通所介護・訪問介護等の利用者は月額5,000円

○住民税課税世帯に対し、月額3,000円

申請書は愛南町ホームページから入手できます。

●お問合せ：愛南町高齢者支援課（☎73-7125）

在宅ねたきり老人等紙おむつ支給事業

在宅で長期にわたり、ねたきりの状態にある高齢者等に紙おむつを支給することにより、衛生的で快適な日常生活と、介護者の肉体的及び経済的な負担の軽減を図ります。

●対象者

町内に引き続き1年以上住所を有し、現に愛南町に居住している65歳以上の方及び重度の身体障がい者の方で、在宅で3か月以上ねたきり状態または認知症及び身体に障がいがあって紙おむつを使用しなければならない状態にある方。

(注) ねたきり状態とは、要介護認定調査等の際の障がい高齢者の日常生活自立度がB2以上または、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上であり、3か月以上常時紙おむつを使用している方

●支給品目

1人につき1か月当たり3,000円相当分の紙おむつ（紙おむつ、尿取りパッド等）を現物支給します。

申請書は愛南町ホームページから入手できます。

●お問合せ：愛南町高齢者支援課（☎73-7125）

高齢者世帯エアコン設置費用助成事業

高齢者の熱中症による事故を未然に防ぐため、75歳以上の高齢者のみの世帯がエアコンを購入及び設置する費用に対して補助金を交付します。

※購入設置する前に申請する必要があります。購入設置後に申請することはできません。

(1) 補助対象世帯は、次の要件を全て満たしている世帯です。

- ①町の住民基本台帳に登録されて1年以上経過していること。
- ②対象世帯にエアコンの設置がない又は既設のエアコン（複数ある場合は、その全て）が、故障等により使用できないこと。
- ③町民税非課税世帯であること。
- ④補助金の交付を受けようとする者及びその同一世帯員が町税等を滞納していないこと。
- ⑤生活保護を受給していないこと。
- ⑥過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、対象世帯が次のいずれかに該当するときは、補助の対象となりません。

- ①対象世帯の住居に75歳未満の世帯員がいる別の世帯が同居するとき。
- ②住宅の新築又は増改築の際にエアコンを設置するとき。

●注意事項

補助金の交付の対象となるエアコンは、町内に店舗（支店を含む）を有する小売業者等から購入するものとし、一の対象世帯につき1台のみとします。

なお、上記(1)の②の規程により、既設の使用できないエアコンの買換えに対し補助金の交付を受けるときは、当該使用できないエアコン（複数ある場合は、その全て）を撤去する必要があります。

●助成額

エアコン購入及び設置に要した費用の2分の1以内を助成します。
助成額の上限は5万円です。
※1,000円未満の端数は切捨てになります。

●申請に必要な書類

- ・高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金交付申請書
- ・税等の滞納がない旨の申請書
- ・エアコンの購入設置費用の内訳の分かる見積書等

●お問合せ：愛南町高齢者支援課（☎73-7125）

介護タクシー助成事業

一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者の方などが、介護タクシーを利用して医療機関へ受診等をした場合に、利用料金の一部を助成します。

●対象者 次の①～④のすべてを満たしている方です。

- ①愛南町に住所を有する方
 - ②要介護認定調査において障がい高齢者の日常生活自立度がB2以上であると判断された方または身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ③常時寝たきりまたは歩行機能障害のため、車いすまたはストレッチャー等を使用することにより、介護タクシーで医療機関へ受診等が可能なる方
 - ④愛南町人工透析患者通院交通費助成事業による助成を受けていないこと
- ※申請時、常時寝たきり又は歩行機能障害のため車いす等を使用していることなど、身体状態が確認できる書類の写しが必要です。
(居宅サービス計画書、アセスメント表、介護保険主治医意見書など)

●助成方法

- (1) 原則として町内の医療機関への通院もしくは、入院(転院を含む)または町内の医療機関からの退院のために介護タクシーを利用する場合に助成します。・・・年間48回
(※短期入所利用中の介護施設からの通院は認める)
- (2) 町外の医療機関への利用については次に掲げる区分に応じ、次に定める回数を上限として助成します。
 - ①愛媛県南予地域内または高知県幡多圏域内・・・年間12回
 - ②上記①を除く愛媛県内または高知県内・・・年間2回

●助成額

- (1) 町内通院等：1回の個人負担額は500円とし、残りの料金を町が助成します。
 - (2) 町外通院等：利用金額の半額を助成します。ただし、次に掲げる金額を上限とします。
 - ①愛媛県南予地域内または高知県幡多圏域内・・・1回あたり6,000円
 - ②上記①を除く愛媛県内または高知県内・・・1回あたり16,000円
- ※この場合において利用者は、愛南町介護タクシー助成事業利用助成金請求書により請求するものとする。(領収書添付)

申請書は愛南町ホームページから入手できます。

●お問合せ：愛南町高齢者支援課 (☎73-7125)

高齢者タクシー利用助成事業

交通の不便な地域の高齢者のために、タクシー料金の一部を助成します。

●対象者

次の①又は②に該当する方。ただし、運転免許を有する方、介護施設入所者は対象外。

- ① 70歳以上75歳未満で自宅からバス乗降地点までの距離が300m以上離れている
- ② 75歳以上

●券の種類

利用者が居住する次の行政区により券の種類は異なります。

- (1) 1,500円券 脇本・中玉
- (2) 1,000円券 猿鳴
- (3) 800円券 左右水・大浜・長月第4
- (4) 500円券 その他の行政区

●交付枚数

利用者1人につき年間50枚を限度。申請月によって交付枚数は異なる。

●利用方法

補助券が利用できるのは、愛南町と協定を結ぶタクシー業者に限る。

料金支払時、運転手に登録証と本人確認できるものを提示のうえ補助券を渡し、差額分をお支払いください。

申請書は愛南町ホームページから入手できます。

●お問合せ：愛南町高齢者支援課 (☎73-7125)

高齢者運転免許証自主返納支援事業

●対象者

愛南町に住所を有し、運転免許証自主返納時に満65歳以上で、平成24年4月1日以降に自主返納された方。

●券の種類 500円券

●交付枚数

利用者1人につき年間50枚を限度。

補助券を交付した日の属する年度から3年間申請できます。

●利用方法

補助券が利用できるのは、愛南町と協定を結ぶタクシー業者に限る。

補助券使用時に、運転手に「運転経歴証明書」又は、「せん孔処理した運転免許証」を提示し、補助券を渡し、運賃から差し引いた金額をお支払いください。

申請書は愛南町ホームページから入手できます。

●お問合せ：愛南町高齢者支援課 (☎73-7125)

入浴施設

●施設名

城辺保健福祉センター
愛南町城辺甲2487

●対象者

愛南町在住の65歳以上の方で、介助なしに入浴できる方

●利用日

月、水、金曜日 13時30分～16時00分（祝日、12月29日～1月3日は休み）

●お問合せ

愛南町保健福祉課 （☎73-7400 城辺保健福祉センター）

介護福祉用具貸与事業

高齢者・身体障がい者のいる世帯に対して、介護者の負担軽減等を図るために介護福祉用具をお貸しします。

●対象者

- (1) 高齢者又は障がい者であって、歩行が困難な方
- (2) その他 社会福祉協議会会長が認める方

※要介護認定を受け要介護2以上の認定が下りた場合、
介護保険を利用し、福祉用具貸与事業所でレンタルをお願いします。

●用具の種類

○車いす

●お問合せ

愛南町社会福祉協議会 総務福祉課 （☎73-7777）

愛南ふれあいサロン事業

地域の集会所等を利用して、高齢者が生きがいや仲間づくりを目的に高齢者のふれあいや交流の場を設けることで、孤独感や閉じこもりの解消を図り、楽しい仲間づくりをすすめるものです。

●愛南ふれあい・いきいきサロン（R8年4月1日現在）

地域	サロン名	場所	日時		
			回数	曜日	時間
内海	楽しい集い	魚神山公民館	月に1回	第2日曜日	13:00~16:00
	平瀬ふれあいサロン	平瀬公民館	月に1回	第2日曜日	13:30~15:30
御荘	お〜い元気か〜い	馬場集会所	月に1回	第4月曜日	9:00~16:00
	長崎サロン	長崎集会所	月に1回	毎月10日	12:00~15:30
城辺	僧都・山出ふれあいサロン	僧都ふれあい交流館	月に1回	第2木曜日	11:00~14:00 13:30~15:00
	太陽サロン	久良ふるさとセンター	月に1回	第2金曜日	13:00~15:00
	十人会	東海公民館	月に1回	おおむね第2土曜日	9:00~14:00
	にこにこサークル	なかよし館	月に1回	第3日曜日	11:30~15:00
	カトレアサロン	中原集会所	月に1回	不定期	10:00~14:00
	なごみ会	東海公民館	週に1回	金曜日	8:30~12:00
	鳥越サロン	鳥越集会所	2カ月に1回	不定期	10:00~
	サロン南天	城の辺学習館	月に1回	第3月曜日	13:00~15:00
一本松	サロン・さくら	中川コミュニティーセンター	月に1回	第3月曜日	12:00~15:00 13:00~15:00
	サロン・みなみ	増田コミュニティーセンター	月に1回	第3水曜日	11:30~14:00
	サロン・うみ	満倉集会所	月に1回	第3火曜日	13:30~15:00
西海	中泊ふれあいサロン	中泊集会所	2カ月に1回	第3木曜日	10:00~11:30
	船越ふれあいサロン	船越集会所	月に1回	第4木曜日	12:00~14:00
	福浦ごきげんクラブ	福浦公民館	月に1回	第3水曜日	12:00~15:00
	手まりの会	内泊集会所	2カ月に1回	第2日曜日	13:30~15:30
	笑・笑	下久家集会所	不定期	不定期	13:30~15:00

●お問合せ：愛南町社会福祉協議会 地域福祉課（☎73-7776）

シルバー人材センター

定年退職などで現役を退いた人達が、長年に亘って培ってきた自分の知識や経験を活かし、臨時的かつ短期的またはその他の軽易な仕事を行います。

●対象者

愛南町に在住の60歳以上の方で入会手続きを行えば、会員として登録し活動できます。

●仕事内容

庭木の剪定・草引き・草刈り、掃除、障子・襖の張り替え、洗濯等の家事手伝いなど。

◎シルバー人材センターを利用されたい方も、シルバー人材センターまでお問い合わせください。

●利用者負担

時間・人数制（基本は二人一組で行います。）

●利用料金のめやす（1時間に換算すると）

	内 容
約1,239円	単純作業 例) 草引き、掃除など
約1,635円	草刈り、田仕事など
約1,635円	技術を伴った木の剪定など

※現場までの交通費を別途負担

●お問合せ：愛南町シルバー人材センター（御荘老人福祉センター内）
（☎：73-2900）

認知症カフェ

認知症の方や、その家族、もの忘れなどを不安に思っている方、認知症について学びたい方など、どなたでも参加できます。いろいろな方と交流する中で、楽しみや役割を持ちながら、穏やかに楽しいひと時を過ごせます。

●名 称：オレンジカフェ「ロバさん家」

●オープン：毎週火曜日 13:30~15:00
※時間内は自由に入退場できます。

●場 所：愛南町御荘平城3714番地（旧一六本舗御荘店）
駐車場は「ロバさん家」と「汽車ぽっぽ」の前

●対象者：どなたでも参加可能

●参加料：無料

「ロバさん家」では、保健師などによる認知症の相談のほか、医療・介護・暮らしの困りごとの相談に応じています。

●お問合せ：愛南町地域包括支援センター（☎72-7325）

こころの健康相談

認知症やうつ、精神障がいなどが疑われる方やその家族、支援者の方を対象に、精神科医による面接相談日を設置しています。

●日 時：毎月 第2・4月曜日 13:00~17:00

●場 所：城辺保健福祉センター

※利用を希望される方は、地域包括支援センターへご連絡ください。
事前に相談内容の聞き取りを行い、予約調整をします。

●お問合せ：愛南町地域包括支援センター (☎72-7325)

弁護士による無料法律相談

法的なトラブルなど、悪質商法、多重債務、相続、離婚、交通事故等、法律等に関する相談

●日 時：奇数月 第3火曜日 開設 14:00~16:00

●相談員：弁護士1名

●費 用：無料

※予約が必要です。予定の人数になり次第受付を終了します。

●場 所：愛南町社会福祉協議会

●お問合せ：愛南町社会福祉協議会 (☎73-7776)

司法書士による無料法律相談

日常生活トラブルなど、家・土地、借金、登記、法人後見等に関する相談

●日 時：偶数月 第3木曜日 開設 14:00~16:00

●相談員：司法書士1名

●費 用：無料

※予約が必要です。予定の人数になり次第受付を終了します。

●場 所：愛南町社会福祉協議会

●お問合せ：愛南町社会福祉協議会 (☎73-7776)

相談窓口

相談内容	窓口	電話
介護保険について	愛南町高齢者支援課 各支所の住民福祉係	73-7125
介護保険負担限度額		
介護保険証紛失		
高齢者虐待について	愛南町高齢者支援課 地域包括支援センター	73-7125
権利擁護について		72-7325
高齢者介護について		
悪質商法被害について	愛南町商工観光課	72-7315
消費者相談・対応		
高額医療について	愛南町町民課	72-7300
後期高齢者医療について		
介護保険料について	愛南町税務課	72-7301
障がい関係について	愛南町保健福祉課	72-1212
生活保護について		
健康・栄養について		



愛南町ボランティア連絡会のみなさん

子育て支援グループ こぶたたんぽぽポケットとんぼ

- ・乳幼児親子のつどい「こぶたの広場」
- ・地域子育て支援事業ひろば型受託
- ・町育児相談協力
- ・子育て支援ネットワーク活動
- ・子育て応援MAP制作
- ・地域福祉活動協力

外

手話サークル わたげ

- ・手話学習会
- ・手話体験学習
- ・手話講習会
- ・聴覚障がい者支援

一本松おもちゃ図書館 あゆみくらぶ

- ・障がいのある子ども達が楽しく遊ぶ経験をおし、地域で心豊かに育ちあうことを願っておもちゃ図書館を運営
- ・地域福祉活動に協力

外

南宇和障害者の社会参加を進める会 南宇和福祉リサイクル活動

- ・障がい者を交えた町づくり

パソコン交流倶楽部

- ・パソコンの研修と交流
- ・作品制作
- ・地域福祉活動協力

ひとり親サポートの会 withピーす

- ・ひとり親家庭のサポート
- ・地域福祉推進活動

あいなん小児医療を守る会

- ・親と子の心と身体が元気になる取り組みとして小児医療資源を守るための支援活動
- ・地域医療の推進を目指す調査や学習と、その普及活動

松ぼっくり

- ・障がい児・者地域生活支援
- ・地域福祉活動協力
- ・グループホームすばるの支援

傾聴ボランティア 「お話し相手おひさま」

- ・傾聴ボランティア
- ・傾聴の学習会
- ・地域福祉推進活動

医療機関一覧

愛南町国保一本松病院

〒798-4408 愛南町一本松5056-2
☎84-2255

愛南町国保一本松病院附属内海診療所

〒798-3701 愛南町柏434-1
☎85-0341

愛媛県立南宇和病院

〒798-4131 愛南町城辺甲2433-1
☎72-1231

岡沢クリニック

〒798-4110 愛南町御荘平城1976
☎70-1511

かんクリニック AINAN

〒798-4110 愛南町御荘平城1590
☎72-2225

粉川ファミリークリニック

〒798-4131 愛南町城辺甲86
☎72-2111

正光会 御荘診療所

〒798-4102 愛南町御荘平山846
☎74-0111

竹本医院

〒798-4132 愛南町城辺乙507
☎72-3271

沢近医院

〒798-4131 愛南町城辺甲347-2
☎72-0038

西本病院

〒798-4110 愛南町御荘平城4289-1
☎73-2121

松本クリニック

〒798-4408 愛南町一本松3375-3
☎84-2001

あいなん整形外科クリニック

〒798-4110 愛南町御荘平城2959-1
☎73-7870

歯科医療機関一覧

あさうみ歯科医院

〒798-4131 愛南町城辺甲2419-4

☎73-1184

池田歯科医院

〒798-4110 愛南町御荘平城1285-1

☎73-2223

一本松歯科医院

〒798-4408 愛南町一本松3375-1

☎84-3237

うえはら歯科クリニック

〒798-4110 愛南町御荘平城4183-1

☎72-5777

こじま歯科医院

〒798-3701 愛南町柏339-1

☎85-0900

清水ももこ歯科医院

〒798-4110 愛南町御荘平城3021

☎72-3511

新恵歯科医院

〒798-4131 愛南町城辺甲2227-2

☎73-0550

たかはし歯科医院

〒798-4131 愛南町城辺甲1916-1

☎72-5888

宮田歯科医院

〒798-4110 愛南町御荘平城3702

☎72-0648

薬局一覧

あいなん薬局

〒798-4408 愛南町一本松3382-4

☎73-7300

明石薬局

〒798-4131 愛南町城辺甲2463-2

☎70-1338

エール薬局 一本松店

〒798-4408 愛南町一本松5157

☎70-2030

おれんじ薬局

〒798-4131 愛南町城辺甲8-2

☎72-7070

さつき薬局

〒798-4110 愛南町御荘平城3566

☎72-2167

ときわ調剤薬局

〒798-4110 愛南町御荘平城2311

☎70-1335

なんぐん薬局

〒798-4131 愛南町城辺甲2463-2

☎70-1345

ニコニコ薬局 古町店

〒798-4131 愛南町城辺甲2301

☎73-0460

